

手

2. 期末手当	支給日に在職する職員及び支給日前1月以内に退職し又は死亡した職員	(給料+暫定手当+扶養手当)×(期間率) ×(次に掲げる率)	37.10.1										
	<table border="0"> <tr> <td>6月15日</td> <td>→ $\frac{100}{100}$</td> <td>→ 6月15日</td> </tr> <tr> <td>12月15日</td> <td>→ $\frac{190}{100}$</td> <td>→ 12月15日</td> </tr> </table>	6月15日	→ $\frac{100}{100}$	→ 6月15日	12月15日	→ $\frac{190}{100}$	→ 12月15日			(38.1.10県報登載)			
6月15日	→ $\frac{100}{100}$	→ 6月15日											
12月15日	→ $\frac{190}{100}$	→ 12月15日											
3. 勤勉手当	支給日に在職する職員及び支給日前1月以内に退職し又は死亡した職員	(給料+暫定手当)×(期間率) ただし、期間率は給料、扶養手当及び次に掲げる率等の相関関係により、そのつど別に定める。	同上										
	<table border="0"> <tr> <td>6月15日</td> <td>→ $\frac{30}{100}$</td> <td>→ 6月15日</td> </tr> <tr> <td>12月15日</td> <td>→ $\frac{30}{100}$</td> <td>→ 12月15日</td> </tr> <tr> <td>3月15日</td> <td>→ $\frac{20}{100}$</td> <td>→ 3月15日</td> </tr> </table>	6月15日	→ $\frac{30}{100}$	→ 6月15日	12月15日	→ $\frac{30}{100}$	→ 12月15日	3月15日	→ $\frac{20}{100}$	→ 3月15日			
6月15日	→ $\frac{30}{100}$	→ 6月15日											
12月15日	→ $\frac{30}{100}$	→ 12月15日											
3月15日	→ $\frac{20}{100}$	→ 3月15日											
4. 初任給調整手当	大学又は大学院修士課程修了後4年、大学院博士課程終了後3年以内に採用された者		給料の支給日	37.4.1									
	<table border="0"> <tr> <td>(1) 第1種手当</td> <td>→ { 1年目……月2,500円 2年目……月1,700円 3年目……月900円</td> </tr> <tr> <td>(2) 第2種手当</td> <td>→ { 1年目……月1,000円 2年目……月500円</td> </tr> </table> <p>第1種手当該当以外の小・中・県立各学校の一般教科を担当する教諭 (注) 行政職(事務職)その他の給料表適用者についても教員に準じて手当が支給される。</p>	(1) 第1種手当	→ { 1年目……月2,500円 2年目……月1,700円 3年目……月900円	(2) 第2種手当	→ { 1年目……月1,000円 2年目……月500円			(37.7.31県報登載)					
(1) 第1種手当	→ { 1年目……月2,500円 2年目……月1,700円 3年目……月900円												
(2) 第2種手当	→ { 1年目……月1,000円 2年目……月500円												
5. 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員	宿直……360円 日曜休日の日直……360円 土曜半日直……180円 半日直から引続いて同一人が行なう宿直……450円	翌月の給料の支給日	37.4.1									
				(38.3.29県報登載)									
6. 多学年学級担当手当	小中学校における2箇学年以上の複式又は単級の担任教員	(管理職手当及び調整額の支給を受ける者には支給されない。)	同上	57.4.1									
	<table border="0"> <tr> <td>(1) 小学校の単級学級</td> <td>→ 日額 80円</td> </tr> <tr> <td>(2) 中学校の単級学級</td> <td>→ 日額 60円</td> </tr> <tr> <td>(3) 小・中学校の2箇学年…</td> <td>→ 日額 50円</td> </tr> </table>	(1) 小学校の単級学級	→ 日額 80円	(2) 中学校の単級学級	→ 日額 60円	(3) 小・中学校の2箇学年…	→ 日額 50円			(37.11.16県報登載)			
(1) 小学校の単級学級	→ 日額 80円												
(2) 中学校の単級学級	→ 日額 60円												
(3) 小・中学校の2箇学年…	→ 日額 50円												
昼夜間兼務手当	夜間課程を兼務する昼間課程専任教員又は昼間課程を兼務する夜間課程専任教員	授業1時間について150円	同上	37.4.1									
				(37.4.24県報登載)									
通信教育面接指導手当	通信教育協力校に勤務し、面接指導に従事する教員	面接指導1時間について150円	同上	同上									
夜間勤務手当	夜間課程の専任教員	月額 1,000円	同上	同上									
舎監手当	寄宿舎の舎監として勤務する教員	月額 3,000円	同上	同上									
7. 産業教育手当 隔遠へき地 手当て 定時制通信教育手当			給料の支給日	37.4.1									
				(37.3.20県報登載)									

当

特殊勤務手当